

社労士國本の年中夢求 便い



* 3月分（4月納付）より健康保険料
4月分より雇用保険料率が変わっております。今一度、
賃金台帳をご確認下さい。

今年の新入社員は「ETC型」？

「効率重視」で「コミュニケーション苦手」

公益財団法人日本生産性本部の「職業のあり方研究会」が毎年決定している新入社員のタイプ名について、平成22年度の新入社員のタイプは「ETC型」だと発表されました。

効率化を重視する一方で、人とのコミュニケーションが苦手な面があることから、高速道路を利用する際に料金所で停止することなく通過できるシステムの「ETC」になぞらえたとのことです。

上手に人材を育成するには

同研究会によると、厳しい就職戦線をくぐり抜けてきた今年の新入社員は、携帯電話などのIT活用に長け、情報交換についても積極的と言われており、時間の使い方も効率的で物事をスムーズに進める特徴があるそうです。また、CO2排出量削減など環境問題への関心も高い傾向があります。

しかし、ドライバーと徴収員との対話がなくなったように、効率性を重視するあまり人との直接的なコミュニケーションが不足する面もあります。打ち解けて心を開くまで時間が掛かるため、性急に関係を築こうとすると直前まで「心のバー」が開かないため、上司や先輩は「スピード出し過ぎ」に注意する必要があります。

但し、理解しようとするれば、仕事のスマートさやIT活用の器用さなどのメリットも徐々に見えてくるため、ゆとりを持って接し、長く活躍できるよううまく育てることが重要になるとのことです。

今後の就職環境は？

昨年は、世界金融危機以降の先行き不透明感から採用に慎重な企業が目立ち、特に学生に人気の業種では採用を減らす企業が多く、就職活動が難航した学生が多かったと言われていました。最近では、やや景気が持ち直した感もありますが、まだまだ不透明な部分も多く、学生にとってもしばらく厳しい状況が続きそうです。



* ちなみに、私が社会人デビューした1994年（平成6年）は、ホームページによると、“浄水器型（取り付け不十分だと臭くてまずいが、うまくいけば必需品）”となっていました……。私は、お客さんの必需品になっているでしょうか……。

けがや病気による「就業不能」への備え

恐ろしい「就業不能」のリスク

新聞報道によると、生活保護開始の理由として「働き手の死亡など」が4%であるのに対し、「世帯主の傷病」は40%もあるようです。

日本では、死亡保険をかけている人は多くいますが、けがや病気による長期就業不能に備えて民間の保険に加入している人は少ないのが現状です。「長期就業不能保険」への加入率は米国では29%であるのに対し、日本では約0.1%にとどまっています。

世帯主の傷病は、世帯主本人の収入がなくなってしまうだけでなく、その人を看病する家族の収入まで途絶えてしまうおそれがあるということを頭に入れておかなければなりません。

民間の医療保険の活用

もちろん、短期の就業不能に備えた医療保険に加入している人は多くいます。しかし、これはあくまで1～2年程度の短期的なものであり、原則として入院だけしか対象ではありません。自宅療養を含めた長期の就業不能には対応していないのです。

また、前述した「長期就業不能保険」も、すべてのけがや病気をカバーしたものではありません。就業不能の定義は「どんな職業にもまったく従事できない状態」とされており、「うつ病」などの精神疾患や、医学的他覚所見のない「むちうち症」や「腰痛」などは保険給付がおりないとされていないケースが多いようです。

公的保障制度の理解が大切

そこで、まずは公的保障についての理解を深めることが大切です。会社員であれば健康保険の傷病手当金制度（1日あたりの収入相当額の3分の2が最大1年6カ月間受けられるもの）を利用できます。国民年金や厚生年金からは、傷病が障害年金を受けられる程度の障害に認定されれば、その障害に該当するかぎり生涯にわたって障害年金を受給することができます。これらは「うつ病」などの精神疾患であっても症状によっては受給することができます。

ただし、国民年金や厚生年金については、保険料納付に関する条件を満たしている必要があります。また、自営業者が加入する国民健康保険では、健康保険のような傷病手当金制度がありません（社労士の私は国保なので、傷病手当金はないのです・・・）。

自分がどんな公的保障を受けられるかを理解したうえで、保障を受けることができないリスクに対する備えをしっかりと考えておく必要があります。



仕事時間の減少で従業員の満足度はどう変化する？

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は？

内閣府では、昨年12月、全国の20歳以上60歳未満の男女2,500名を対象として、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」(以下、「WLB」)に関するアンケート調査を実施しました。

それによると、WLBの認知度(WLBについて言葉も内容も知っている人の割合)は、前回調査より増加したものの18.9%にとどまっています。WLBという言葉聞いたことがある人の割合は全体の54.3%でした。

仕事時間の増減について

1年前と比較して仕事の時間が増えた人の割合は27.7%、減った人の割合は22.8%でした。増えた理由としては「採用減・人員整理等による業務のしわ寄せ」(35.0%)、減った理由としては「経済情勢の悪化による業務量の減少」(57.3%)が最も多くありました。

仕事の時間が減った人は、代わりに「家族団らん等の家庭生活」、「家族のために行う家事、育児、介護・看護等」など、家族との時間を増やした人が多くいました。

仕事時間の減少による影響

仕事の時間が減った人のうち約6割は、生活全般の満足度が低下しています。この背景には、仕事時間の減少による収入の減少があると指摘されています。

これに対し、仕事の時間が減った人でも、「組織全体として」「自ら努力して」など、主体的な要因(自らの努力)で労働時間の短縮に取り組んだ人については、経済情勢の影響で仕事の時間が減少した人よりも生活満足度が高くなっています。

モチベーションの維持が重要

不況下においては、労働時間の削減、いわゆる「ダラダラ残業」の削減などに取り組む企業が増えているものと思われます。

企業としては、従業員個々人の労働時間を上手に調整・管理しつつ、「仕事の減少・収入の減少」がそのまま「従業員のモチベーション低下」に繋がらないような工夫が必要とされます。



所長のひとこと～初の株主体験

私が加入している、某生保会社があります。思えば、こちらに加入したのは、私が岡山に住んでいた頃で、知り合い（会社行きつけのガソリンスタンドの元従業員さんが、退職して生保会社に入られたのです）に勧められて、人情からつい加入してものでした。当時からは、人が良かったのです・・・。

それから10年以上経ち、保険の見直しの検討を始めた私は、ぼちぼち辞めようと考えていました。そんな矢先に

”株式会社化にともなうお支払い金額のお知らせ”
という一通のはがきが来たのです。

自分では全く認識がなかったのですが、保険加入者＝株主ということなののでしょうか？

もちろん小市民の私が掛けている保険料は知れておりますので、支払い金額もそれに準じたものですが、それでもなぜか、得した気分がしました。何だか解約し難い雰囲気になりましたが、とりあえず、思いもよらぬことから、人生の初の株主体験をしたわけであります。

こんなときは、社労士國本豊にご相談下さい。

・就業規則の作成

（プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します）

・労災保険、雇用保険、社会保険関係の手続き・相談（手続きだけでなく、社会保険料削減の相談にも応じております）

・事業主様の労災保険特別加入の相談

・雇用保険助成金の申請

（若者を採用する際の助成金、育児休業時の助成金、パートタイマー等の待遇を向上したときの助成金、新規創業時の助成金等あらゆる助成金の相談に応じております。）

・会社設立時の労働社会保険手続き ・求人募集手続き ・労働者の雇い止めの相談

・労働基準監督署の調査対応 ・年金相談

等 雇用に関するありとあらゆる相談ごとに対応いたします！

國本豊社会保険労務士事務所

（山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号）

・山口商工会議所エキスパート登録 ・柳井市倫理法人会会員

・柳井商工会議所青年部所属

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

ホームページ <http://k-sr.jp>

